

○矢掛町家族介護用品支給事業実施要綱

平成12年6月1日告示第31号

改正

平成13年4月1日告示第39号  
平成17年6月6日告示第59号  
平成19年3月28日告示第35号  
平成22年3月30日告示第23号  
令和3年1月29日告示第9号

矢掛町家族介護用品支給事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、家族介護用品支給事業(以下「事業」という。)を実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は矢掛町とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者等に事業を委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業は、要介護者に対し、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等)を支給し、家族の経済的負担を軽減する。

2 第1項の介護用品の支給限度額は、1人につき1箇月あたり5,000円とし、引き換えのための利用券で支給することができる。

3 前項の規定に関わらず、1箇月のうち入院、入所及びショートステイの利用日数が当該月の半数を超えた場合は、当該月数を減じた額とする。

(定義)

第4条 この要綱において「在宅高齢者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 矢掛町内に住所を有し、かつ、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4又は5と判定された者

(2) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条に規定する介護保険料所得区分が第1段階から第5段階の者

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、在宅高齢者を介護している家族とする。

(利用申請)

第6条 事業を利用する者は、あらかじめ矢掛町家族介護用品支給申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の申請に当たり緊急を要すると町長が認めたときは、申請書の提出は事後でも差し支えないものとする。この場合において、手続きはできる限り速やかに行うものとする。

(利用等の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、その必要性を検討したうえで、速やかに利用の要否を決定し、申請者に通知することとする。

2 前項の決定に当たっては、必要に応じて矢掛町高齢者等自立支援判定会議設置規則(平成19年矢掛町規則第13号)に定める矢掛町高齢者等自立支援判定会議等の意見を活用するものとする。

(利用の消滅等)

第8条 利用者は、在宅高齢者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用資格を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 転出又は町内に居住しなくなったとき。

(3) 要介護4又は5でなくなったとき。

(4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項に規定する老人福祉施設、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設又はこれらに準ずる福祉施設に措置されたとき。

(5) 病院又は診療所に継続して3箇月を越えて超えて入院したとき。

(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及びこれらに類する施設に継続して3箇月を越えて超えて入所したとき。

2 利用者は、前項の規定に該当したときは、速やかに矢掛町家族介護用品支給資格消滅届(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(利用の停止等)

第9条 町長は、前条の届出があったときは、速やかに利用資格の有無を審査し、手当の支給を停止したときは、矢掛町家族介護用品支給停止通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年告示第39号)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成17年告示第59号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年告示第35号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第23号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月29日告示第9号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

---